

若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画



鳥取県若桜町

平成28年12月

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 総合計画策定の趣旨 | 1 |
| 総合計画の基本目標 | 1 |
| 計画の期間 | 1 |
| | |
| 第1章 人権教育、啓発の推進 | |
| 第1節 就学前・学校における人権教育の推進 | 2 |
| 1 就学前における人権保育 | 2 |
| 2 学校における人権教育 | 3 |
| 第2節 社会教育における人権教育の推進 | 5 |
| 1 地域における人権教育 | 5 |
| 2 企業における人権教育 | 6 |
| 3 行政職員研修の推進 | 7 |
| 4 人権啓発の拠点としての ふれあい交流センター事業の推進 | 9 |
| | |
| 第2章 人権擁護と人権侵害の救済に関する施策の推進 | 10 |
| 第1節 人権尊重の基本理念 | 10 |
| 1 自己実現を追求できる社会の構築 | 10 |
| 2 差別実態の解消 | 11 |
| 3 ユニバーサルデザインの考え方 | 11 |
| 第2節 人権侵害の救済と擁護施策の推進 | 12 |
| 1 個人情報・プライバシーの保護 | 12 |
| 2 部落差別事象への対応 | 13 |
| 3 人権侵害の救済と擁護 | 15 |
| | |
| 第3章 様々な分野における人権施策の推進 | 17 |
| 1 同和問題 | 17 |
| 2 女性の人権問題 | 19 |
| 3 障がいのある人の人権問題 | 20 |
| 4 子どもの人権問題 | 22 |
| 5 高齢者の人権問題 | 23 |
| 6 外国人の人権問題 | 25 |

| | | |
|----|-------------------------|----|
| 7 | 病気にかかっている人の人権問題 | 26 |
| 8 | 刑を終えて出所した人に関する人権問題 | 27 |
| 9 | 犯罪被害者等に関する人権問題 | 28 |
| 10 | 性的少数者（性的マイノリティ）に関する人権問題 | 28 |
| 11 | インターネットにおける人権問題 | 29 |
| 12 | 非正規雇用等による生活困難者の人権問題 | 30 |
| | 若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 32 |
| | 諮問 | 33 |
| | 答申 | 34 |
| | 若桜町同和対策審議会委員名簿 | 35 |

1. 総合計画策定の趣旨

若桜町では、人権・同和問題を町政の重要課題として位置づけ、部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、高齢者、外国人、子どもなどに対する差別やいじめなどを解消するため、人権教育、啓発活動等に積極的に取り組んできました。その結果、一定の成果は見られるようになりましたが、平成19年に連続して町内にばらまかれた差別文書や、平成28年9月に実施された「若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する実態調査結果」(※以下、町民実態調査という)からも読み取れるように、いまだ予断と偏見、差別意識が現存するなど課題が数多く残されています。

こうした中、これまでの取り組みの成果と課題や社会情勢の変化をふまえ、平成29年度からスタートする「第9次後期若桜町総合計画」との整合性を図りながら、部落差別をはじめとするあらゆる差別問題の一日も早い解決を推進するための人権施策総合計画と位置づけ、「人権の世紀」といわれる21世紀に行政と町民が一体となってこの計画を柱として人権が尊重されるまちづくりを推進します。

2. 総合計画の基本目標

～誰もが安心して暮らせる、人権尊重社会の実現～

この目標を実現するため、次の3つの施策を推進します。

- ① 人権教育・啓発の推進
- ② 人権擁護と人権侵害の救済に関する施策の推進
- ③ 様々な分野における共生社会の創造

3. 計画の期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの計画とします。

第1章 人権教育、啓発の推進

第1節 就学前・学校における人権教育の推進

1 就学前における人権保育

【基本的な考え方】

乳幼児期の保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、健全育成に大きな役割を果たすものとして推進していかなくてはなりません。

一人一人がかけがえのない存在として自らを大切にすることを育てると共に、お互いの人権を尊重し合うことが出来るように育てます。

そうした中で、子ども一人一人の実態を十分に把握し、家庭・地域・学校・関係機関との密接な連携のもとに職員研修を充実し、すべての子どもの最善の利益を考慮し保育活動を推進します。

【現状と課題】

こども園では、園児の生活や家庭生活を把握したうえで、お互いの違いや良さに気づき、認め合い協力し合う仲間づくり、友だちの思いを受け入れ、共感しあっている仲間づくり、不合理なことに気づき一緒に考え行動できる仲間づくりのための学習に重点を置き、人権保育の充実を図ってきました。

しかし、近年の少子化、社会状況の変化に伴い、子育てに不安を抱える保護者もあり、家庭や地域の子育て機能の低下による生活リズムの乱れ、児童虐待など子どもを取り巻く環境が変化しています。

また、部落差別をはじめあらゆる差別解消への意欲と実践力を身につけた子どもたちの育成をめざして、すべての保護者の人権保育に対する理解を深め、学校と連携を密にし、発達段階をふまえた一貫した人権保育の推進・充実を図る必要があります。

【施策】

- 人権保育計画に基づいた指導内容、指導方法の充実に努めます。
- こども園職員の資質の向上を図るために、計画的に研修会、研究会などを開催するとともに、各種の研修会等へ積極的に参加します。
- 一人一人の保育課題解決のために、学校、関係機関や保護者と密接な連携を深め、地域とのネットワーク作りを積極的に進めていきます。
- 保護者に対して、人権保育の公開や研修を行い、その目標や内容について理解を深めます。
- 部落差別の実態を把握すると共に、人権保育で培った成果や課題をふまえ人権保育の推進・充実に努めます。

2 学校における人権教育

【基本的な考え方】

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要があります。

また、同和問題をはじめ、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の実践的態度を育成し、多様な他者と豊かにつながり、児童生徒が本来持っている能力を最大限に発揮して自己実現を図るための取り組みを進めます。

【現状と課題】

人権教育を主要な教育課題に据え、児童・生徒の発達段階に応じて計画的な取り組みを進めていますが、児童生徒の中にも様々な課題を抱えている子がお

り、多様な対応を求められています。教師と児童生徒、保護者と児童生徒の関わり合い、児童生徒同士の関わり合いの中にこそ人権教育の要となるものがあります。

また、子ども達にどのように関わり、人権意識を育てていくのかという問題を、同和問題をはじめとする様々な人権問題の視野で考える必要があります。

町民実態調査の「人権問題についての理解を深め人権意識を高めるために、どのような取り組みが必要ですか？（複数回答）」という問いに、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てる」が23%、「家庭教育の中で」が22%という結果をもとに、学校と家庭が連携して人権問題に取り組む必要があります。

また、同和地区児童生徒の進路保障の実現をめざして、学校、家庭、地域の連携を密にしながら、今後も児童生徒の実態に応じ、授業改善に取り組むとともに、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取り組みと仲間づくりが必要です。

【施 策】

- 教職員の共通理解を図るとともに、家庭・地域との連携を指導計画に位置づけた実践を推進します。
- 児童生徒や地域の生活実態の中にある人権課題を明らかにし、児童生徒の実態に即した人権教育を推進するため、一人一人の児童生徒をすべての教職員で多角的に捉えるよう取り組みます。
- 身近な人の被差別体験や先人の生き方を学び、自分と部落差別とのかかわりを考え、主体的に部落差別を解消しようとする意欲や態度を育てます。
- こども園・若桜学園での一貫した人権教育を推進するため、相互の連携を密にし、推進組織や連絡会議の充実に努めます。

第2節 社会教育における人権教育の推進

1 地域における人権教育

【基本的な考え方】

社会教育における人権教育の位置づけを明確にし、町民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けての実践力を高める活動の推進を図り、周辺住民と連携した学習や交流の実践を通して、「差別をしない・させない・ゆるさない」の観点から、見えていない・気づいていない差別に対して、自分に関係ない・他人事など差別について鈍感になっている部分について、相手の立場に立って思いやることのできる教育を推進する必要があります。

【現状と課題】

本町における推進体制は、町同和教育推進協議会を中心として、わかさこども園・若桜学園はもとより、家庭、地域においても相互に連携を深めながら多様な人権学習を推進してきました。

しかし、平成19年、20年に町内にばらまかれた差別文書から、同和地区の人々に対する根強い差別意識の存在が確認できます。

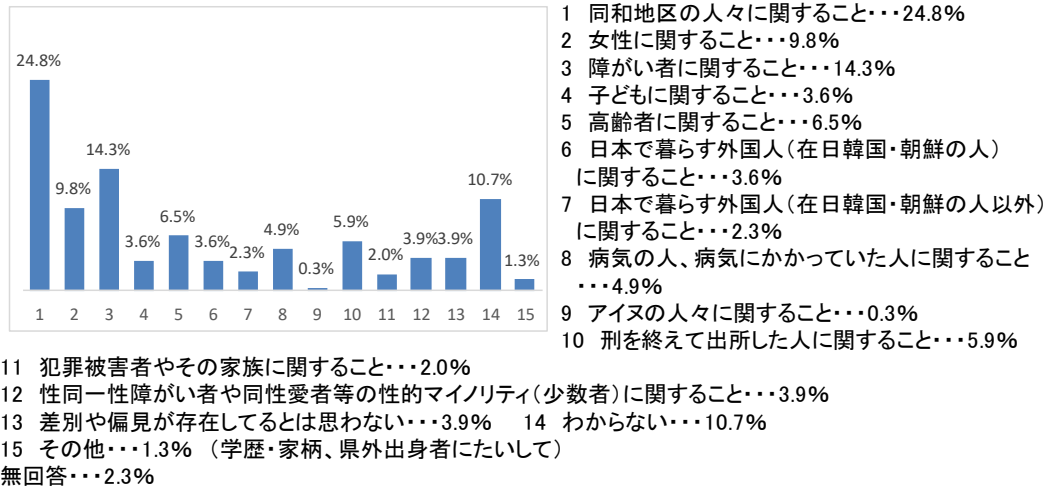
また、町民実態調査の「人々の意識の中に存在する差別意識（複数回答）」（グラフ1）では、「同和地区の人々に関すること」が25%と最も高いが、5年前の調査より減少しており、人々の意識が変化してきていることが伺えます。

次に「障がい者に関すること」が14%、「女性に関すること」が10%、「高齢者に関すること」が7%と同和問題以外の各種の人権意識も高まっていることが伺えます。

こうした状況をふまえ、指導者の養成を図り、同和問題をはじめ人権尊重社会の実現に向けて、学習機会の拡充と学習内容の充実、啓発に努める必要があ

ります。

(グラフ1)



【施 策】

- 町民の人権尊重の意欲を高めるため、行政、家庭、学校、地域社会と連携して、人権教育を積極的に推進します。
- 町同和教育推進協議会が中心となって、人権教育の推進・充実を図ります。
- 人権問題小地域学習会や人権問題公開学習講座を効率的に実施し、人権・同和問題の解決に向けた個々の実践力を高めます。
- 町の実態や、課題に即応した、啓発や学習資料の作成・整備に努めます。
- 人権教育の指導者養成に努めます。

2 企業における人権教育

【基本的な考え方】

若桜町の現状を見ると少子・高齢化が一層進み、町内の企業・事業所の運営に大きく影響している状況があります。

このような中、企業・事業所は地域の雇用の場を確保するという大きな役割を果たすと同時に、公正採用選考の確立と女性や障がいのある人、高齢者等が職場で能力を十分発揮できる職場づくりを推進する必要があります。

そのためには、事業主が先頭に立って従業員に対し、教育・啓発を行う必要があり、それらの支援を関係団体等と連携しながら推進していきます。

【現状と課題】

すべての人が自らの適正や能力に応じて就職の機会均等が保障されるとともに差別や偏見のない明るい職場環境が醸成されるためには、事業主はもとより職場内においても人権・同和問題研修会等に積極的に取り組むことが必要です。

本町では、町同和教育推進協議会と連携し企業・事業所に対し、企業内研修に取り組むように働きかけています。

今後も経営者、役員等に対する研修の機会を設け、企業がその社会的責任を自覚して職場内研修等が行われるよう働きかけ、差別のないお互いの人権が尊重しあえる職場づくりに積極的に取り組んでいくよう啓発に努めます。

【施 策】

- 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮に努めます。
- 事業主、幹部に対する研修会を開催し、人権意識の向上を図ります。
- 町内企業・事業所等に研修資料・情報等の提供を行い、企業内研修、啓発の推進を図ります。
- 町内外で開催される講演会、研修会等への参加の促進を図ります。

3 行政職員研修の推進

【基本的な考え方】

人権・同和問題の解決は行政の責務であると同時に、国民的課題であることを認識し、差別解消に向けて、行政職員は「人権尊重の社会づくり」の推進者としての認識を持って人権教育の推進を率先する姿勢を創らなければなりません。

ん。

【現状と課題】

あらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを推進していくためには、的確な現状認識による課題の把握から施策の推進に至るまで、職員の役割は広範囲にわたり重大です。特に、障がい者への合理的配慮については、職員が適正に対応出来るよう研修をする必要があります。

職員は居住地域や社会生活においても適宜に啓発を行うことが期待されていますが、平成27年度に実施した職員研修のアンケートで「昭和40年の同和対策審議会答申の内容を知っているか」との問いに職員の6割が、「よく知らない・知らない」と答えています。

今一度、人権問題の原点である同和問題について学習する必要があります。

また、毎年実施する人権問題小地域学習会に町職員が対話者・記録者として関わっているのをはじめ、研究大会、講演会、講座等への参加を積極的に促しています。

真に人権文化の創造・定着をはかるために取り組むべき行政の課題は、社会の急激な変化に伴って、新たな人権問題が発生するなど、ますます複雑多岐にわたってきており、一層の研修が必要です。

【施 策】

- 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮に努めます。
- 同和対策審議会答申と同和問題について、研修する機会をつくります。
- 各行政領域において、あらゆる人権分野を視野に問題の発見や課題の把握に努めるとともに、きめ細かな対応や啓発の推進を可能にする職員研修体制の整備を図ります。
- 自主研修の活性化とその推進役となる職場内研修推進員の意識の向上に努

めます。

- 鳥取県職員人材開発センター、町同和教育推進協議会及び各種団体が主催する町内外・全国規模の研修会等に積極的に参加します。

4 人権啓発の拠点としてのふれあい交流センター事業の推進

【基本的な考え方】

これまで部落差別の学習はもとより、子どもから高齢者まで各層に応じた教養・文化活動を推進し、相互交流を図りながら、人権問題への理解を広げる努力をしてきました。今後は、その成果をふまえて、あらゆる差別の解消をめざす関係機関、関係団体、また地域住民との緊密な連携のもと事業の推進を図るとともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う必要があります。

【現状と課題】

ふれあい交流センターではこれまで、同和地区住民の生活の安定、社会福祉の充実、同和問題の解決に資する各種の事業を積極的に推進してきました。

さらに、地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、多くの町民の参加を得て総合的に事業を展開し、これらの活動をとおして同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る住民交流の拠点としての活動が広がっています。

しかし、高齢者福祉では年金・介護の問題と独居高齢者の増加など多くの課題があります。

今後、地域課題解決への視点と、町の人権啓発、情報の発信拠点としての体

制づくりや部落差別をはじめとするあらゆる差別についての調査、研究や事業の充実を図る必要があります。

【施 策】

- 地域の実態やニーズ・課題の把握などの調査研究事業を実践すると共に、人権・同和問題に関連する情報・資料を収集し、その結果をふまえた事業を関係機関と連携しながら推進します。
- 関係行政機関や社会福祉施設などと連携して、地域社会全体に対して生活相談と指導助言を行います。
- 講座、学習会などの開催と町報などを通じた啓発・広報活動の充実を図ります。
- 地域社会全体との交流を通じた各種教室、講座など、教養・文化活動を促進します。
- 職員の資質の向上及び職員配置など体制の充実を図ります。

第2章 人権擁護と人権侵害の救済に関する施策の推進

第1節 人権尊重の基本理念

人権尊重社会の実現のためには、一人一人を大切にするという人権意識をあらゆる場面に広げていくことが必要です。また、各自が「自尊感情」を大切にし、自己実現ができる社会の実現に向けて環境を整えることが重要です。

1 自己実現を追求できる社会の構築

人間は一人一人がそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという「自己決定権」に基づいて、本当の「自分らしさ」を発揮できる社会を構築していくことが必要です。

そのために行政は人権侵害の実情、差別実態を正確に把握し、人権侵害や差別を支えている社会構造の改廃に取り組む必要があります。

2 差別実態の解消

差別は、人々の観念や意識のうちに存在する心理的差別と、その差別意識に基づく差別発言や差別的取り扱いなどの差別行為、そして差別の結果として生じている実体的差別に分けることができます。

不合理な差別の実態はいまだ現実として残っています。

例えば同和地区の人の就労・教育・福祉面、社会的・文化的に形成された男女の違いに基づく女性の社会的地位や取り扱い、外国人に対する制度的な課題や、さまざま資格取得などにおける制限などがあります。

差別意識や差別実態・格差は過去の差別的な制度、取り扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、町民の理解を高め、その解消に向けた施策を進めていきます。

3 ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインとは、「障がい、年齢、性別、言語などの人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。

原点にはすべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方があるといえます。

すなわち、ユニバーサルデザインを推進することは一人ひとりが尊重され、すべての人が自己実現を可能にする社会の実現を目指すことにつながります。

第2節 人権侵害の救済と擁護施策の推進

1 個人情報・プライバシーの保護

【基本的な考え方】

町が取り扱う個人情報について、その収集から管理、運用、廃棄までをより適正に行うように努めるとともに、情報化社会の進展に対応して町民一人ひとりが自己・他者の個人情報やプライバシーの保護意識を高めていくよう啓発に努める必要があります。

また、重大な人権侵害につながる身元調査や問い合わせに対し、町民一人ひとり「しない、応じない、させない」ことの認識が定着していくよう啓発に努める必要があります。

【現状と課題】

情報化の進展、インターネットの普及は、生活に豊かさと便利さをもたらしている反面、個人の情報が本人の知らない間に収集、公開されるなど課題もあります。特に、外部に漏洩するといった個人情報の取り扱いに対する不安が高まっています。

現に、今日においても結婚・就職等の際における身元調査を目的に戸籍謄本を不正に取得し、売買されるという事例が全国で相次いで報告されています。

本町においては、平成17年12月に「若桜町個人情報保護条例」を制定し、事業者の責務として、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利・利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるように努めると定めています。

また、町民の責務として自ら個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の取り扱いに当たっては、その権利・利益を侵害することのないように努めなけ

ればならないと明記されています。

現状を深く認識するとともに、それぞれの立場やあらゆる場面において、正しく行動していくことが極めて重要な課題となってきました。

【施 策】

- 若桜町個人情報保護条例に基づく基本原則を遵守し、情報処理を行うよう職員研修等を一層充実し、職員の対応力の向上に努めます。
- 各種情報の収集、発信及び取り扱いについて、学校教育や啓発をとおして、自己・他者の個人情報やプライバシーの保護意識の高揚を図ります。
- 身元調査を行ったり、調査に答えたりすることは人権侵害であることの住民啓発を推進します。
- 本人通知制度の周知に努めます。

2 部落差別事象への対応

【基本的な考え方】

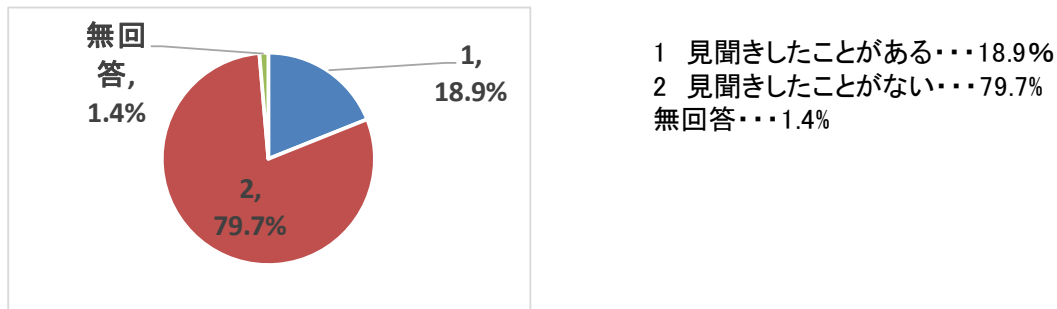
部落差別を許さない毅然とした社会環境を醸成するとともに、差別事件が発生した場合は、事実の的確な把握につとめ、その要因や背景を明らかにし、関係機関・団体と連携して速やかな対応を行う必要があります。

また、行政の取り組みや教育などの課題を明確にしながら、必要に応じて推進体制を図るなど啓発活動を一層強化し、差別を許さないまちづくりを推進します。

【現状と課題】

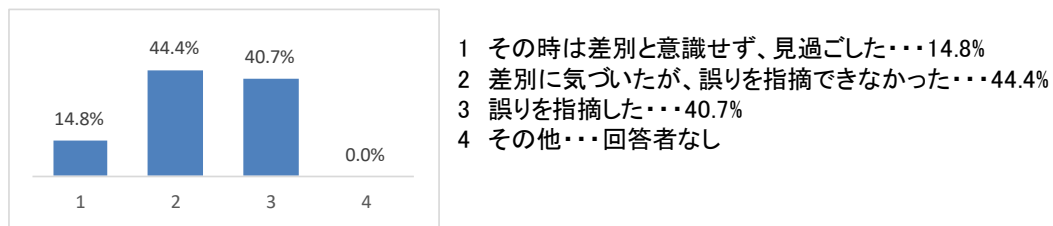
町民実態調査の「同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがありますか」(グラフ2)では19%の人が見聞きしていると回答しています。

(グラフ 2)



また、その時の対応では「意識せず見過ごした、気づいたが誤りを指摘できなかった」(グラフ 3) が 59% と半数の方が放置している状況があり、部落問題解決への課題が現存していることが伺えます。

(グラフ 3)



近年の全国的な部落差別事象の特徴として、インターネットの利用や連続した差別落書き、投書等によるものが多いことがあげられます。

また、教育現場での差別事件は、生徒間の口論やいじめ、面白半分で差別用語を使用する事件が増えています。

本町でも、平成 15 年にバス停への差別落書き、平成 19 年、20 年には同和地区の人々や行政職員・議会議員を誹謗中傷した差別文書が町内にばらまかれるという全国的に見ても悪質な差別事件がありました。

このような状況をふまえ本町では、差別を「しない、させない、許さない」をスローガンとして平成 20 年 3 月に町民決起集会を開催して、部落問題解決と人権尊重社会の構築へ強い決意を示しました。

今後も、部落差別や人権侵害の状況がある限りあらゆる施策を講じていきます。

【施 策】

- 差別事象が発生した場合、検討委員会を設置しその事実関係を把握するとともに、その要因と社会的背景を正しく分析し、問題解決への具体的な実践活動を推進します。
- 関係団体などと連携し、差別撤廃に向けた運動を推進します。
- 身元調査、差別落書き、差別発言などに対し「しない、させない、許さない」社会土壌を形成するため、啓発活動を推進し、差別の未然防止に努めます。

3 人権侵害の救済と擁護

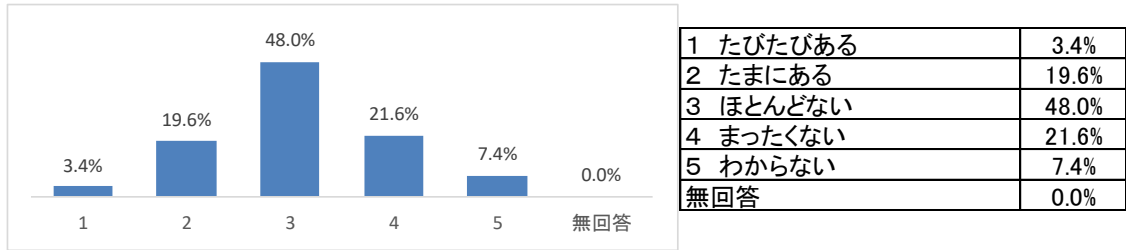
【基本的な考え方】

部落差別をはじめ、さまざまな人権侵害があった場合、その被害者の立場や心情に配慮しながら、人権擁護機関・関係団体と連携して相談、救済、擁護に努めることが必要です。

【現状と課題】

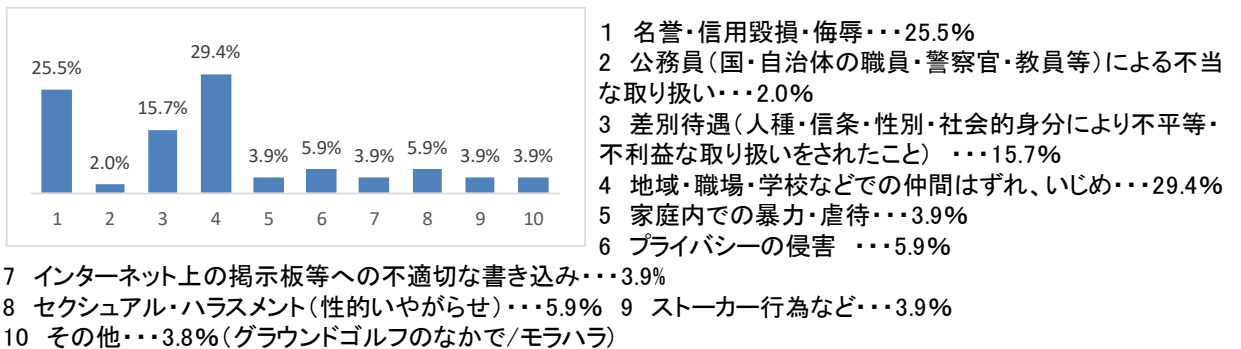
町民実態調査で「日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたことがありますか」（グラフ4）という問いに「たびたびある・たまにある」が23%と約4人に1人の方が何らかの差別や人権侵害を受けたと回答されています。

(グラフ4)



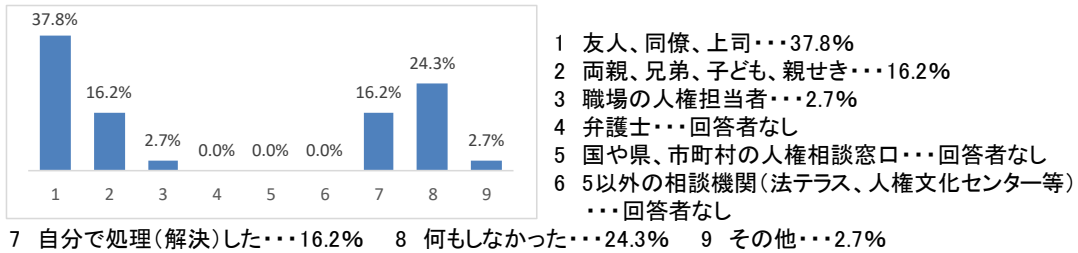
次に、その内容（グラフ5）を見ますと「地域・職場・学校などでの仲間はずれ」が29%ともっとも高く、続いて「名誉・信用毀損・侮辱^{きそん}」が26%、「差別待遇（性別・信条・社会的身分による不平等な取り扱い）」が16%と、日常に人権侵害等の状況が深く存在していることがわかります。

(グラフ5)



人権侵害の救済・擁護は、国の人権擁護機関の業務として位置づけられ若桜町でも対応していますが、町民実態調査で「差別や人権侵害を受けた時、“どなたかへ相談されましたか”」（グラフ6）という問いに、国や町の人権擁護機関に相談される件数は回答が0%で、家族・友人・同僚など身近な関係者で対応している（54%）、何もなかった（24%）という現状と課題があります。

(グラフ 6)



【施 策】

- 人権侵害に係わる相談体制・事業について広く啓発します。
- 人権擁護機関等と緊密な連携を図り、業務の充実を図ります。
- 人権侵害の実例を教材化した住民啓発に努めます。

第 3 章 様々な分野における人権施策の推進

1 同和問題

【基本的な考え方】

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、現代社会においても基本的人権が侵害され、市民的権利及び自由が完全に保障されていないという最も深刻で重要な社会問題です。そのため、その解決を図ることは国の責務であり、同時に国民的課題でもあります。

平成14年3月に、33年間続いた同和对策事業に関する特別措置法は終結しましたが、これまでの取り組みの成果と人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえこれからも引き続き地域の状況や必要性に応じた取り組みを進めていくことが必要です。

同和問題の完全解決に向けて、国、県をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、人権意識の普及・高揚に向けた教育啓発を積極的に推進するとともに、学力向上、進路指導や安定した就労など自立促進に向けた取り組みが必要

です。

【現状と課題】

同和問題の解決は、町政の重要課題の一つと位置づけ生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業を積極的に進めてきました。

その結果、住環境の整備をはじめとした物的な基盤整備や、学校教育及び社会教育において一定の成果をあげていますが、同和問題に関して深い認識と理解を持つ指導者の育成を図る必要があります。

平成28年度に実施した町民実態調査からも差別意識は減少しているものの依然として差別意識が残っている現実があります。

このような中、一日も早い同和問題の解決に向けて、継続的な学習機会の提供や、人権意識の高揚と諸施策を積極的に進めていく必要があります。

【施 策】

- 同和問題に対する認識を深めるための同和問題学習会の開催や啓発事業等を実施します。
- 今までの取り組みを検証するとともに、同和対策審議会答申の意義を再度研修するよう取り組みます。
- 学校、家庭及び地域社会が一体となって同和地区児童生徒の進路意識と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取り組みを推進します。
- 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用システムが確立するよう指導・啓発を行います。
- 同和問題に関して、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の事案が発生した場合、人権侵犯事件としての調査をします。

人権相談には適切に対応し、解決を図るとともに関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

- 同和問題に関し人権侵害事象が生じた時、当事者が利用しやすい人権相談体制の充実と、関係機関との密接な連携・協力を図ります。
- 人権教育の指導者育成に努めます。

2 女性の人権問題

【基本的な考え方】

町民一人一人が、“性差”について正しく認識し、社会的・文化的に不合理な格差の問題を解消し、男女が互いの人格を尊重するとともに、社会の対等な構成員として平等に社会参画できるよう関係機関と連携を図りながら取り組みます。

【現状と課題】

平成27年8月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（事業主行動計画の策定は平成28年4月施行）は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざすものです。

国や県、町においても男女共同参画が推進され、女性の人権保障に関する意識は、年々高まりを見せています。

しかし、町民実態調査の回答結果を見ると、地域社会や家庭等で女性に対する役割の固定観念や不合理な格差を伴う社会通念・慣習を払拭できていない実態と、政策決定の場への女性の参画が少ないなどの課題もあります。

【施 策】

- 平成22年12月に制定した、「若桜町男女共同参画推進条例」と平成27年8月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法

律」に基づき総合的に施策を推進します。

- 男女共同参画意識を高め、普及を図るため住民啓発を推進します。
- 女性の人権問題の解決を図るため、国や地方の人権相談所、町の人権擁護委員等と連携して人権相談に取り組むとともに、平成12年に全国に設置され、その後共通番号となった電話相談「女性の人権ホットライン」の周知を図るとともに関係機関と密接な連携協力を図ります。

3 障がいのある人の人権問題

【基本的な考え方】

障がいのある人が、地域の中で互いに人格と個性を尊重しあいながら暮らすことができる社会の実現に取り組む必要があります。

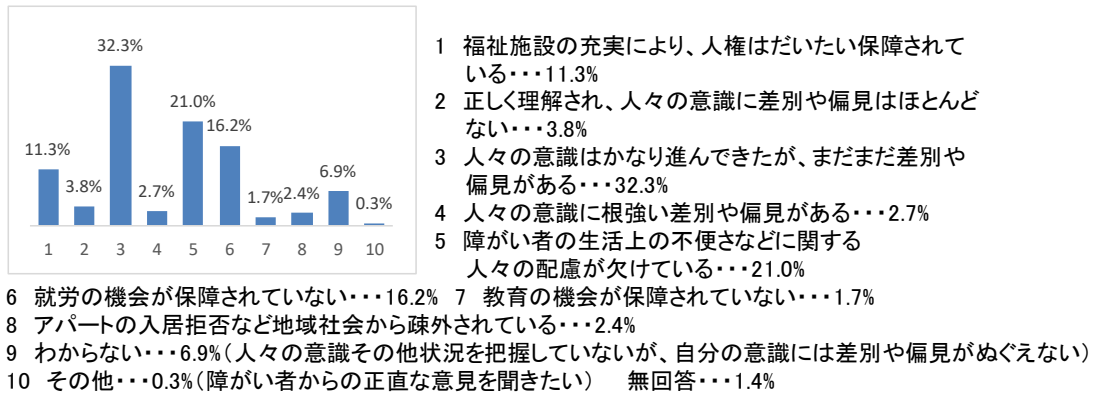
そのため、「若桜町障害者計画」（平成29年度～平成33年度）の策定趣旨の普及と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）の趣旨をふまえた施策の推進を図ります。

【現状と課題】

障がいのある人が自由に社会活動を行うためには、地方公共団体や民間事業者による社会的障壁を除去するための不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮が必要です。

しかし、町民実態調査の「障がいのある人の人権について、現在の状況（複数回答）」（グラフ7）で、「人々の意識はかなり進んできたが、まだまだ差別や偏見がある」は32%、「障がい者の生活上の不便さ」が21%、「就労の機会が保障されていない」が16%と障がいのある人に対しての現状と課題を多くの人が認識していることが伺えます。

(グラフ 7)



全ての障がいのある人の福祉施策を推進する上で、町民の障がいのある人に対する理解は欠くことができない基礎的な条件であり、今後より一層の啓発、広報活動の推進を図ることが必要です。

【施 策】

- 障がいのある人に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障がいのある人の平等と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重意識の高揚を図るための取り組みを推進します。
- 障がいのある人に対する理解と認識を促進するため、こども園・若桜学園や地域における交流教育、教育関係者及び保護者等に対する啓発と取り組みの推進に努めます。
- 障がいのある人の人権問題の解決を図るため、国や地方の人権相談所等と連携して人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう自己選択・自己決定の尊重の具体化をめざし、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、関連する施策を推進します。

4 子どもの人権問題

【基本的な考え方】

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」、「児童憲章」などの理念と精神をふまえ、すべての子どもが健やかに育つため行政、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たすために、相互に連携し一体となって施策を推進する必要があります。

【現状と課題】

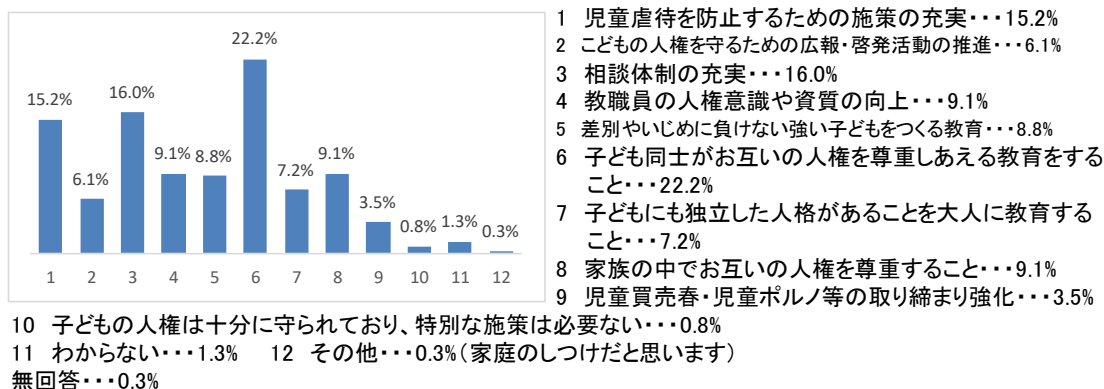
少子高齢化や情報化など、社会環境の急激な変化、虐待、犯罪被害等子どもを取り巻くさまざまな状況があります。

平成27年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、前年度比16.1%増の103,260件と過去最多を更新しています。

虐待の内容別では、言葉や態度で子どもを傷つける「心理的虐待」が全体の47%を占め、「身体的虐待」は28%、「ネグレクト（育児放棄）」は24%となっています。

町民実態調査の「子どもの人権を守るために、どのようなことが必要ですか？（複数回答）」（グラフ8）の問いに、「子ども同士がお互いの人権を尊重しあえる教育」が22%と高く、次に「相談体制の充実」が16%、「児童虐待防止の施策」が15%、「教職員の人権意識や資質の向上」が9%など、少子化、核家族化、生活様式の多様化が進み、子どもが育つ家庭や地域の環境が変化している状況が伺えます。

(グラフ 8)



このような中で、すべての子どもがいかなる偏見や差別も受けることなく基本的人権が保障され、健やかに育っていくためには、行政、家庭、学校、地域社会がそれぞれの立場を自覚しながら連携をとり、積極的に行動していくことが必要となっています。

【施 策】

- 子どもの人権について普及を図るため、研修機会の充実に努めます。
- 子どもの人権問題の解決を図るため、国や地方の人権相談所等と連携をとり、「子どもの人権110番」の周知を図ります。
- 地域・家庭での子育て支援を進めるためのネットワークづくりを推進し、家庭のサポートシステムの充実に努めます。

5 高齢者の人権問題

【基本的な考え方】

国の介護保険制度の改正で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供することが示されました。

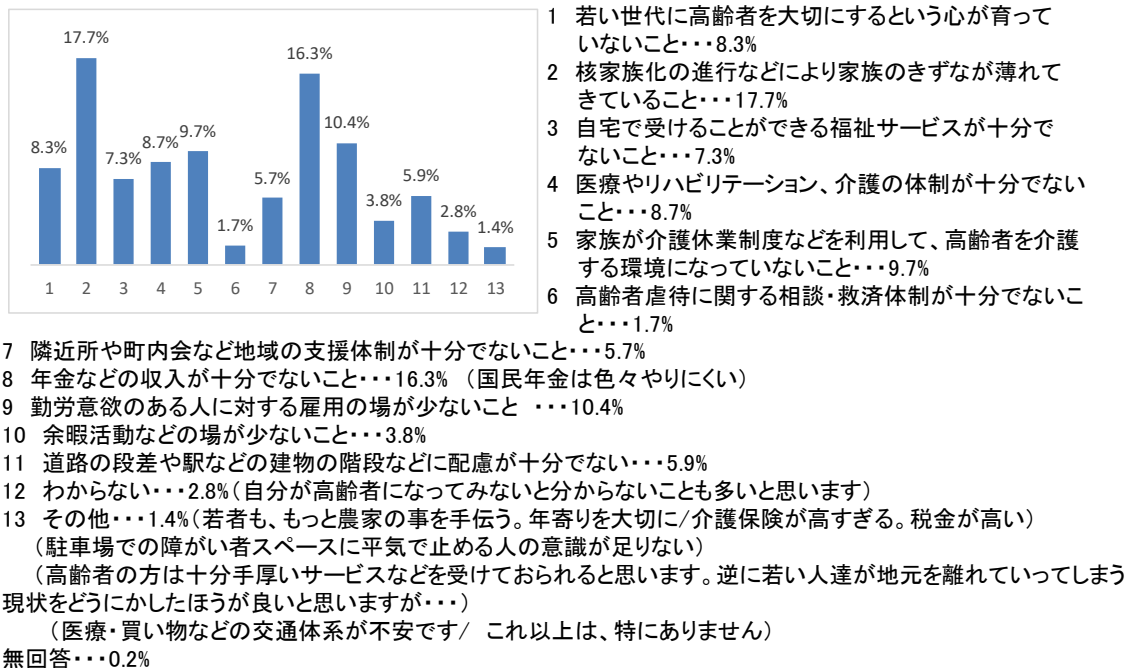
そういう中、本町においても高齢者の基本的人権の保障とさらなる高齢者福祉の充実にめざして取り組みの推進を図ることが必要です。

【現状と課題】

平成28年8月現在、若桜町の人口は3,473人、65歳以上人口は1,531人で高齢化率は44%となっており、県内市町村と比較しても高く、今後さらに進行するものと思われます。

高齢者の多くは、元気で自立した日常生活を送り、住み慣れた家庭や地域でいつまでも暮らし続けたいと希望していますが、近年、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯も増加し、介護する側も高齢者という状況もあります。

町民実態調査の「高齢者が暮らしていく上で、特に支障となったり、問題があると感じることは」（複数回答）（グラフ9）の問いに、「家族のきずなが薄れてきている」が18%、「年金などの収入が十分でない」が16%、「介護する環境になっていない」が10%、「雇用の場が少ない」が10%等の数値が高いという結果を認識し、高齢者の尊厳の確保、各種情報や諸制度の円滑化・適正化を推進することが必要です。（グラフ9）



【施 策】

- 高齢者の人権について、町民の認識と理解を深めるとともに高齢者が社会の重要な一員としての雇用の場の確保や、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。
- 社会教育や学校教育を通して、高齢化社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に対する関心を深めるように努めます。
- 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、計画的に世代間交流の機会をつくります。
- 高齢者の人権問題の解決を図るため、国や市町村の人権相談所等において人権相談に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい相談体制の確立と、関係機関との密接な連携協力を図ります。

6 外国人の人権問題

【基本的な考え方】

平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」にもとづき、外国人に対する不当な差別的言動の解消と生活のあらゆる場面において、異なる生活習慣や文化を尊重し多様性を認め合う共生社会づくりを推進するための啓発活動が必要です。

【現状と課題】

国際化が進む中で、本町でも在住外国人が54名（平成28年8月現在）と、5年前の1.5倍となっており外国人に接する機会は多くなっています。そういう中、町民実態調査の「若桜町内において、人々の意識の中に差別が存在していると思うのは」という問いに、日本で暮らす外国人と回答された方が6%と、異文化の無理解に伴う差別意識や偏見が解消されたとはいえない

い状況があります。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策を推進することが必要です。

【施 策】

- 日本に住む外国人のそれぞれの価値観・文化・習慣等を正しく理解する機会や交流の場を増やします。
- 社会教育や学校教育を通して、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度の育成に努めます。
- 公共施設等について、外国の人がわかりやすい標記の推進を図ります。

7 病気にかかっている人の人権問題

【基本的な考え方】

ハンセン病、HIV感染症、難病、精神疾患などについて正しい知識・理解を深めるとともに、患者や元患者に対する偏見や差別の解消、プライバシーの保護について学習機会の提供や啓発活動をすることが必要です。

【現状と課題】

平成8年4月に「らい予防法」が廃止され、療養所退所者の社会復帰支援の充実と、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に取り組まれています但町民全体の問題として捉えきれない現状もあります。

また、HIV感染は、ウイルスが原因で特定の感染経路による感染症の一例であり、世界的には患者・感染者ともに年々増加している状況にあります。

町民実態調査では、「町内において、人々の意識の中に差別が存在していると思うのは」という問いに5%の人が病気の人及び病気にかかっていた人に対して、自分の意識の中に差別や偏見があると答えています。

病気について知識を学び、正しく理解するとともに偏見や差別をなくするための取り組みやプライバシーの保護が徹底され、安心して医療が受けられる社会の構築が必要です。

【施 策】

- ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努め、差別や偏見の解消を図ります。
- HIV感染症や難病などに関する啓発資料の配付、広報活動を推進します。
- 社会教育や学校教育を通して、ハンセン病、HIV感染症、難病、精神疾患などに対する偏見や差別の解消を図ります。

8 刑を終えて出所した人に関する人権問題

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人の^{しんし}真摯な更生の意欲がある場合であっても、地域社会の誤解や無理解が就職や住居の確保に対して大きな障害になるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、該当する人に対する偏見や差別意識の解消を図り、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要があります。

【施 策】

- 刑を終えて出所した人の人権を守るために、偏見や差別をなくし、社会復帰に資するための啓発の推進を図ります。

9 犯罪被害者等に関する人権問題

【現状と課題】

近年、わが国では、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等の人達に対する理解と保護を図ることが課題となっています。

国際的にも、近年の人権意識の高まりを背景に、犯罪による身体的・精神的に被害を受けた犯罪被害者等に対して、国家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高まってきています。

わが国においては、昭和56年に「犯罪被害者等給付金支給法」が施行され、犯罪被害者等に対する経済的支援が行われてきましたが、犯罪被害者が受ける被害は、犯罪の直接的被害だけでなく精神的・肉体的・経済的な被害についても極めて深刻なものがあることが認知されるようになりました。

また、マスメディアの行き過ぎた報道等によるプライバシーの侵害や過剰な取材による私生活の平穩の侵害等も指摘されています。

このような中、平成16年には、「犯罪被害者基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護のための国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされ、各種施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

今後とも、関係法を適切に運用しながら犯罪被害者等の人権への配慮と保護を図るため啓発活動等を推進する必要があります。

【施 策】

- 犯罪被害者等の人権への配慮と保護を図るため、啓発活動等の推進を図ります。

10 性的少数者（性的マイノリティ）に関する人権問題

【現状と課題】

心の性と体の性との違いに悩む人々（性同一性障害）や同性愛の人々など、性的少数者に関する問題もあります。

同性愛者に対する差別的な取り扱いについては、現在では、世界各国において禁止法が制定されるなど、不当であるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別を受けています。また、性同一性障がい者に対する周囲の無理解などが社会生活を制限したりしています。

このため、平成16年に「性同一性障害者性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を「異常」とみなし、その人間性を否定することになりかねません。性的多様性を認め合うことがすべての人々の人権を守ることにつながります。

【施 策】

- 性的少数者の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

このため、イベントや研修会等機会を捉えた各種の教育・啓発活動の推進を図ります。

1 1 インターネットにおける人権問題

【現状と課題】

近年のインターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の安易さから、個人の名誉の侵害、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

戦前に全国の被差別部落の地名、主な名字や仕事などを記録した「全国部落

調査」の復刻版をネットで公開し、書籍化して販売しようとする等新しい人権侵害も発生しています。

また、平成14年5月には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行され、インターネットによる情報の流通により、自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、保有する発信者の情報の開示を請求できるようになりました。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者やプロバイダ等が、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための各種啓発活動を展開することが必要です。

【施 策】

- インターネットの利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進します。
- 社会教育や学校教育においては、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解するための教育・啓発活動の充実を図ります。

1 2 非正規雇用等による生活困難者の人権問題

【現状と課題】

平成27年の総務省「労働力調査」によると、非正規労働者は、平成6年以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.5%・平成27年平均）。

正規雇用労働者は、平成26年までの間に緩やかに減少していましたが、平成27年については8年ぶりに増加に転じました。

しかし、近年、非正規雇用労働者にしめる65歳以上の割合が高まっており

平成2年度の非正規雇用労働者881万人の内65歳以上は4.7%の41万人でしたが、平成27年度は1,980万人の非正規雇用労働者の内13.5%の267万人となっています。

また、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は非正規雇用労働者全体の16.9%の315万人で、そのうち65歳以上は8.8%の22万人となっています。

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べて、賃金が低いという課題や、事業所における教育訓練・各種制度の適用は正社員に比べて大きく下回っている等の問題があります。

また、生活困難に直面している人々に対する生活保障及び自立支援などについても、一つの人権分野として取り組むことが必要です。

【施 策】

- 様々な生活困難に直面した人々に対して、雇用施策と福祉施策が連携して自立が維持できるように支援を図ります。

若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

(平成6年10月1日条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に反して、いまだ厳存する部落差別をはじめ、その他の差別を根本的かつ速やかに解消するため、必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃、人権擁護を図りもって平和で明るい若桜町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、お互いの基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、町の施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

第4条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては、町民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(実態調査)

第5条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(審議会)

第6条 町長は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための重要事項について、必要に応じて若桜町同和対策審議会に諮問するものとする。

諮 問

若桜町同和対策審議会 会長 様

若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画について

若桜町において人権尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない町づくりを推進するため、基本施策の指針を示した若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画（平成29年度から5カ年の計画）を策定したいので、若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成6年若桜町条例代18号）第6条の規定により諮問します。

平成28年6月30日

若桜町長 小林昌司

答 申

若桜町長 小林昌司様

若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画について

平成28年6月30日に町長の諮問を受け、審議会として各委員の活発な意見交換と協議を重ね、別添のとおり「若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」をとりまとめましたので、ここに答申します。

つきましては、本計画の基本目標として掲げている～誰もが安心して暮らせる、人権尊重社会の実現～を目指し、行政と町民が一体となって積極的に施策を推進されますようお願いいたします。

平成28年12月26日

若桜町同和対策審議会

会長 岡崎周治

若桜町同和対策審議会委員名簿

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|-------------------|-----|
| 山 根 慶 子 | 若桜町人権擁護委員 | |
| 徳 田 考 重 | 部落解放同盟高野支部長 | 副会長 |
| 岡 崎 周 治 | 同和教育推進協議会会長 | 会 長 |
| 福 山 薫 | 同和教育推進協議会 企業部会長 | |
| 中 村 友 衛 | 高野自治会長 | |
| 岡 本 和 廣 | 若桜町心身障害者(児)育成会副会長 | |
| 徳 田 信 子 | ふれあい交流センター所長 | |
| 石 田 健 志 | 若桜学園中学校人権教育主任 | |
| 矢 部 紀 子 | わかさこども園園長 | |
| 小 林 玲 子 | 若桜町公民館池田分館長 | |